令和３年４月

千葉市障害者おむつ給付事業　給付の流れ

**１　配達相談連絡票と見積書**

利用希望者からおむつ給付事業の配達の希望がありましたら、配達相談連絡票（以下「連絡票」といいます。）について、納入業者がすべて記載して、利用希望者に渡してください。なお、業者の所在地等はすべて債権者登録と同じ内容にしてください。（連絡票は利用希望者が市に提出します。）

また、１か月分の配達するおむつの見積書（税込）を作成して、利用希望者に渡してください。**宛名は市長ではなく、利用希望者です。（見積書は市に提出する必要はありません。）**見積書には、業者登録の際に市に提出した単価表に記載の商品から、利用希望者の身体状況に応じた適正な商品を見積してください。ただし、単価表に掲載されていないおむつについては配達できません。（市は一切給付金を支払いません。）

**２　申請**

利用希望者本人又は家族が、連絡票を添付して、各区高齢障害支援課の窓口に申請書を提出します。（上記の対象者要件のうち、（１）または（３）を理由に申請する場合は、「障害者の状況」も合わせて提出します。）提出申請の際にご本人の状態について窓口で確認しますので、必ずご本人の状況を把握している方（利用希望者本人又は家族）が窓口にお越しいただくようにお願いしています。業者からの代行申請は受付けません。

各区高齢障害支援課では、利用希望者本人の障害程度、本人及び扶養義務者・配偶者の所得等を調査し、給付の可否を決定します。

毎月１０日までに申請書を提出された場合は当月から、１１日以降に申請書を提出された場合は翌月から給付を開始します。

**３　配達依頼**

給付決定した場合は、申請者（「おむつ給付決定通知書」）と業者（「おむつ給付依頼書」）の両方に通知を発送します。

おむつ給付依頼書には、利用者の氏名、住所、給付基準額、給付開始月等が記載されていますので、よく確認してください。

市の給付金は、給付基準額の範囲内で、利用者が購入したおむつ代の９割（端数切捨て）です。

ただし、おむつの購入代金が、基準額より低い金額の場合は、購入代金を基準額として、その９割（１割未満の端数切捨て）を市が給付します。

給付期間を過ぎて配達したおむつに関して、市は給付金を支出しません。

基準額　８，０００円

（内訳：市給付額（９割）７，２００円、利用者負担額（１割）８００円）

**４　配達**

利用者と相談のうえ、配達日時を決定して、おむつを配達してください。月１回の配達をお願いします。

配達の際は、受領書、領収書を持参し、おむつを渡したら、受領書に受領印（サイン）をもらってください。利用者本人・家族以外がおむつを受け取った場合は、本人との関係を記載してもらってください（例：ヘルパー、子）

また、配達したおむつの代金から市の給付金を差し引いた差額を利用者から受け取り、領収書を渡してください。

**※以下「５」～「８」については、在宅高齢者等おむつ給付等事業「７」～「10」と共通です。**

**５　給付金の請求**

給付金は、区ごとに各区高齢障害支援課から業者へ支払います。

おむつを配達した月の翌月１０日までに区ごとに取りまとめの上、各区高齢障害支援課に請求書、内訳書、受領書（写し可）を提出してください。

請求書・内訳書は区別、事業別（高齢者・障害者）に分けて、利用者の内訳は氏名の５０音順で作成してください。

なお、受領書には単価表に記載された整理番号の記載をお願いします。

また、利用者の受給資格喪失後（給付期間を終了した後や本人の死亡後など）に配達されたおむつについては、市は一切給付金を支払いませんのでご注意ください。

６　納入業者登録

おむつ給付等事業にご協力いただいている業者のリストは毎年更新します。

年度の途中で、当初登録した事項に変更が生じた場合は、千葉市高齢福祉課に連絡の上、事業者情報登録票（データ）・確約書（紙で２部）を提出してください。

また、取扱商品及び価格に変更があった場合は、高齢福祉課に連絡の上、新しい単価表（データ）をメールで送信してください。（本市では、拡張子「.lzh」ファイルの電子メールでの受信ができませんので、ご注意ください。）

なお、単価表は当該月の１０日までに提出があった場合は翌月利用分から反映し、　　１１日以降に提出があった場合は翌々月利用分から反映します。

**７　債権者登録**

市から給付金をお支払いする際の振込先口座や代表者名・事業所所在地等に変更が生じた場合は、登録情報の変更が必要となりますので、高齢福祉課にご連絡ください。



千葉市　おむつ給付

千葉市　債権者登録

**８　ホームページのご案内**

「見積書」、「受領書」、「請求書」、「内訳書」等の書式がダウンロードできます。必要事項が記載されていれば、必ずしもこの書式を使用する必要はありませんが、記載する項目は、ホームページに公開している書式同様、漏れのないようにしてください。

利用者向けの案内や各種書式、登録業者情報はホームページにおいて公開しています。



〔お問い合わせ先〕

障害者のおむつ給付制度に関すること　　　　千葉市障害者自立支援課　℡043-245-5173

業者登録に関すること　　　　　　　　　　　千葉市高齢福祉課　　　　℡043-245-5166

給付金の申請、支払いに関すること　　　　　中央区高齢障害支援課　　℡043-221-2152

花見川区高齢障害支援課　℡043-275-6462

稲毛区高齢障害支援課　　℡043-284-6140

若葉区高齢障害支援課　　℡043-233-8154

緑区高齢障害支援課　　　℡043-292-8150

美浜区高齢障害支援課　　℡043-270-3154